

(保 118)

平成 24 年 8 月 31 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

支払基金における突合点検、縦覧点検の実施に関する  
福島県の対応について

電子レセプトにおける支払基金による突合点検、縦覧点検に関しまして、被災 3 県のうち、岩手県、宮城県の対応につきましては、平成 24 年 8 月 8 日付け（保 104）でご連絡申し上げたところでございます。

その際、調整中でありました福島県における対応が、その後、福島県医師会、支払基金、保険者等で合意が得られましたので、ご連絡申し上げます。

福島県に所在する医療機関は、東日本大震災に伴う津波の浸水による被害、福島第一原発の事故による影響の下、地域医療の確保に最優先で取り組まれているところも少なくないことから、突合点検・縦覧点検の実施の猶予を希望する施設につきましては、更に 6 月間猶予することとなり、それ以外の施設は、9 月審査分から実施となりました。

なお、平成 25 年 3 月審査分以降の対応につきましては、改めて福島県医師会と支払基金が協議することとなっております。

福島県に所在する医療機関におかれましては、別添 2 の届出書を支払基金に提出することで猶予が適用されますので、会員医療機関に対しましてご周知をよろしくお願いいたします。

(添付資料)

1. 東日本大震災の被災地域である福島県における突合点検及び縦覧点検の実施について（平成 24 年 8 月 23 日 本審企推 000083 支払基金理事長）
2. 突合点検及び縦覧点検に係る実施猶予届出書

本 審 企 推 000083  
平成 24 年 8 月 23 日

日本医師会  
会長 横倉 義武 殿

社会保険診療報酬支払基金  
理事長 河内山 哲郎



東日本大震災の被災地域である福島県における  
突合点検及び縦覧点検の実施について

平素は、支払基金の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、岩手県、宮城県における突合点検及び縦覧点検の実施については、すでにお知らせしたところでありますが、改めてご連絡することとしていた福島県に所在する保険医療機関及び保険薬局における実施については、関係者間での調整が調い、東日本大震災に伴う津波の浸水による被害のほか、福島第一原子力発電所の事故による影響のもとで、医療の確保に最優先で取り組まれているところも少なくない実情にかんがみ、福島県に所在する保険医療機関及び保険薬局で突合点検及び縦覧点検の実施の猶予を希望するところについては、当初の猶予措置を更に6月間延長し、それ以外のところについては、平成24年9月審査分から実施することになりましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、本件の実施について各都道府県医師会あて、支払基金支部を通じ別添の文書をもってお知らせすることとしますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

